

平成29年度 第3回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議 議事要旨

I. 開催概要

1. 開催日時 2017年(平成29年)11月29日(水)午後5時～7時

2. 開催場所 藤沢市保健所3階 研修室

3. 出席者

(1) 委員=24人

小林 邦芳, 木原 明子, 関根 顕, 大島 崇弘, 吉田 展章,
齊藤 祐二, 島村 孝子, 児玉 文卿, 川瀬 和一, 中嶋 利浩,
西川 朋子, 菅原 健介, 宮部美佐子, 木村 依子, 北島 令司,
市川 勤, 田場川善雄, 青木 静恵, 中村 裕司, 内嶋 順一,
亀山 悟, 倉持 泰雄, 向 泉, 片山 睦彦

(2) 事務局=23人

地域包括ケアシステム推進室 平井(室長), 三ツ井(主幹), 新井(主幹), 内田(主幹),
齊藤(室長補佐), 越川(室長補佐), 一色(上級主査), 一瀬(主査),
糊澤(担当), 小野(担当)

福祉健康総務課 蓑原(参事), 日原(主幹)

介護保険課 寺田(参事), 大塚(主幹)

障がい福祉課 安孫子(参事), 佐藤(主査)

市民自治推進課 宮原(参事)

子育て企画課 川口(主幹)

教育総務課 神原(参事), 佐藤(主幹)

藤沢市社会福祉協議会 村上(課長), 樋口(課長補佐・CSW), 垣見(生活支援コーディネーター)

(3) 傍聴者= 0人

4. 議題等

1 開会

2 議題

【第1部】情報共有等

(1) 藤沢型地域包括ケアシステムにかかる主な取組状況等について

① 各課所有の指標について

② 在宅生活の支援について

③ 農福連携について

④ 移動支援について

⑤ 地域の縁側について

⑥ 10月28日開催のシンポジウムについて

【第2部】課題解決に向けた取組

(2) 研修会～地域支援とプライバシー保護について～

- ① 個人情報保護研修会
- ② 取組等から見える課題について意見交換・質疑応答

3 閉 会

Ⅱ. 会議の概要（議事要旨）

1 開 会 2 議 題

【第1部】 情報共有等

(1) 藤沢型地域包括ケアシステムにかかる主な取組状況等について

◆事務局及び齊藤委員から説明を行った。

代 表 説明が終わりました。意見等がありますか。

委 員 介護予防については総合事業の中の部分で考えているのか、それとも、それ以外でも考えているのでしょうか。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についての周知を、どのような形で行うと考えているかを教えていただきたい。

事務局 介護予防に関しましては、市の事業体系の中では、総合事業の中の一般介護予防事業カテゴリに入るものではありませんが、健康増進計画等、介護予防といっても高齢者になってからだけというわけではなく、子どものころからの健康づくり等を含め、健康増進に関する一貫した流れの中で横断的に連携しながらやっていきたいと考えているところです。

また、かかりつけ医、歯科医、薬局の周知啓発については、地区別懇談会の中で、地域を地域の専門職が支える、という考え方で行っています。在宅医療介護連携の中では、かかりつけに結びつけることが難しい現状について課題として捉えており、顔の見える関係性をつくりながら、市民の方々へ出前講座やリーフレットにより、周知啓発を行っていききたいと思います。

委 員 介護予防の重度化防止についてはどのように考えているのでしょうか。

事務局 介護保険法でも重度化防止に力を入れていくような流れになってはいますが、市でも地域ケア会議の中で、専門職の方々の意見を伺う中で、その方が悪くならないように、あるいは介護度が良くなるよう、取組を進めております。

また、介護予防ケアマネジメントというケアプランの中でもそういった方策を考えているところです。加えて、歯科医師会の先生方に今後ご協力いただくようなフレイルですとか、新たな介護予防の施策の中でも、さらに進めていきたいと考えているところです。

委 員 その地域ケア会議について、厚生労働省の指針では、医師や歯科医師も含め

ています。藤沢市の地域ケア会議には、現在参加していない状況ですが、今後参加していくような方向性なのでしょうか。

事務局 地域ケア会議は今年度に入り正式にスタートしているところです。それにあたっては厚生労働省の研修会に参加し、地域包括支援センターと相談をしながら始めています。ご指摘をいただいたとおり、現在は医師、歯科医師、薬剤師が入っていない状況で、リハ職・歯科衛生士、栄養士等にご協力いただいているところです。医療という視点では在宅医療支援センターのコーディネーターの方に意見をいただいておりますが、今後構成員につきましては必要に応じて、別の団体等の方にご協力をお願いすることも視野に入れて検討を進めてまいります。

委員 いきいき長寿プランの策定委員会でも出てきた問題ですが、介護予防や在宅医療の線引きがわかりにくいのが現状でないかと思えます。どこまでが介護予防のカテゴリーか、どこからが在宅医療か、を市として整理を考えてもらえればと思えますので、お願いいたします。

委員 資料1の地域の相談支援体制づくりの新庁舎の分科会がありますが、新庁舎ではどんな体制になるのか、イメージを教えてくださいと思います。

事務局 新庁舎は1月4日からスタートします。今も相談部分については総合相談支援センターが新館1階にありますが、今後は2階の広いスペースで、より相談しやすい形になっていくと思えます。また、それに向けては関係課が集まって新庁舎の相談支援体制の整備に向けて議論を進めておまして、2階に入る予定の福祉健康部と、3階には子どもや教育分野も入っておりますので、今後はそことも連携が進むような形で進めていきたいと考えております。

委員 専門部会②について、自治会町内会、子ども会や老人クラブなどの人不足、加入率等の問題など大きくなってきています。隣近所の関わりの活性化が進むのが非常に重要だと考えていますが、そのあたり専門部会の中で議論されているか、簡単に教えていただければと思えます。

事務局 自治会町内会の加入率、子ども会や老人クラブの会員数が右肩下がりである問題については、非常に大きな課題であると考えております。このことについて、専門部会①地域の相談支援体制作りの中で、センター公民館の機能や、市と地域団体の関係性、これから求められる地域団体のあり方を含め、早急に検討して、皆様にお示ししていきたいと考えております。

委員 ⑤分科会で検討しているのは農福連携と見守りの2つだけなのでしょうか。それとも、それ以外もやっているという理解でもよろしいでしょうか。

事務局 分科会で行っているのは、横串をさして進めていくようなものについて、特に取り上げてお示ししているもので、その他にも、組織として様々な取組を進めているところです。

委員 ⑤の専門部会の関連になりますが、産後の母子は社会的孤立率が高いので、その部分も、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

委員 ボランティアの担い手については、どの辺まで検討が進んでいるか教えていただきたいと思います。

事務局 ボランティアが集まらない、という現状の課題として、周知の方法に課題があるのではないかと、分科会の中でも様々な検討しているところです。今後は視点を切り替え、ある年代、たとえば会社を退職されたばかりの人に対してピンポイントなアプローチをかけるなど、そういったアイデアを含めて、いわゆる担い手の獲得にむけた取組み、検討を進めていきたいと考えております。

委員 有償ボランティアという考えはあるのですか。

事務局 ボランティアポイントなど、インセンティブを与えていくような形も、新しい担い手獲得の仕組みだと認識しておりますので、そういったことを含め、今後検討してまいります。

委員 今回様々な意見がでましたが、専門部会などの検討状況が見えにくいところがありますので、議事や議題にあげるかどうかは別として、庁内でどのような議論がなされているかなど、お示ししていただければと思います。

【第2部】課題解決に向けた取組

(2) 研修会～地域支援とプライバシー保護について～

①個人情報保護に関する研修会

- ◆事務局より趣旨説明を行った。
- ◆内嶋委員より個人情報保護にかかる説明をいただいた。

②取組等から見える課題について意見交換・質疑応答

代 表 民生委員などは地域での活動において個人情報課題をお持ちだと思いますがいかがでしょうか。

委 員 民生委員としての活動では、支援が必要な方がいても、守秘義務があるため、地域の方に協力を求めるのが難しい場合が多いです。特にここまではよい、ここからは問題、というような線引きについて、より具体的にお伺いしたいです。

内嶋委員 法律上、民生委員については、都道府県知事の指導を受けることや、市町村の依頼をもとに資料を作成するなどの役割が決められており、そこに定められた範囲で個人情報を扱うのであれば問題ありません。しかしそれ以外の団体、例えば介護事業所などについては、活動の中で連携の必要があっても、守秘義務を守りながらやっていく必要があります。ただ、プライバシーの保護が解除される要件がある場合、たとえば生命の危機がある場合などもあるので、個別に判断していくような形になります。

代 表 包括支援センターは個人情報について、いかがでしょうか。

委 員 包括の職員は毎日のように個人情報の問題に関わっていて、生命の危険があるケースも多いです。特にごみ屋敷の問題などは、個人情報の問題が非常に大きな壁になる場合があります。

代 表 学校の場合も子どもの個人情報を扱うと思いますが、どうでしょうか。

委 員 学校でも非常に多くの個人情報を扱っていますが、たとえば生徒から「親に黙っておいてほしい」といわれるようなケースは難しいです。放置しておく危険につながる恐れがある、というような場合に、どう対応するか、また、どうしたらいいか学校だけで判断が難しい場合、どこに相談すればよいのでしょうか。

内嶋委員 未成年の場合は、プライバシーや個人情報保護がどこまで適応されるかが難しいです。未成熟な彼らを守るためには大人と同じように個人情報を取り扱うのではいけない場合があります。また親権に属しているので、同意権者が誰なのかということも重要です。本人なのか親なのか、お医者さんも同じような問題に突き当たることがあると思いますが、彼ら本人が個人情報を開示しないと知っている場合でも、同意権者が親であれば親の同意さえ得れば事足りてしまいますし、大人とは前提から少し違う、という話になってきます。

また一言で未成年といっても、年齢によっても変わります。19歳の方の個人情報と、小学生の個人情報では、本人の個人情報コントロール権も変わってくるので、小学生だと基本的に同意権者は親権者ということになると思いますが、それ以上になると、本人のプライバシー権の範囲も広がってきます。これについても、個別のケースによって、判断していく必要があると思います。

代 表 社協はいかがでしょうか。

委 員 社協においても様々な個人情報を取扱っていますが、特にCSWの活動の中では個人情報が課題になってくことも多い状況です。それについては、活動しているCSWから直接お話してもらいたいと思います。

事務局CSW CSWとして寄り添いながら支援を進めている中では、個人情報の壁にぶつかる場合も非常に多くあります。基本的には本人と信頼関係をつくりながら同意を取る努力をして、やっているような現状です。

委 員 老人クラブについても、名前、住所、年齢も役所に出す必要があり、名簿をつくっているのので、守秘義務があると思います。お伺いしたいのが、行っている見守りの友愛活動について、本人が困っているかどうか、判断に困る場合も多く、民生委員さんの助けを求めたい場合でも、どのように伝えたらよいか、というような悩みがでてきます。どのようにしたらよいでしょうか。

内嶋委員 老人クラブや趣味のサークルなど含め、名簿を検索可能な一覧表にしてしまうと、法律上取り扱いに注意することが必要となります。昔は老人クラブから民生委員には情報提供ができたのですが、今は個人情報の保護がかかってしまいましたので、本人の同意をとることが前提となります。そのため、必要なのは、どのように本人に出てきてもらうか、同意を得るか、ということになります。それにあたっては、藤沢市で進めている藤沢型地域包括ケアシステム、地域づくりの取組が重要になってくると思います。

代 表 事務局、市としていかがでしょうか。

事務局 内嶋先生ありがとうございました。地域で話をするときには、個人情報の問題についてのご意見が非常に多く出てきます。事例によって対応が異なり、個別の対応が必要になるため、一度どこかで整理が必要だと考えており、今回このような研修の場を設定させていただきました。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

(3) その他

- ◆倉持委員から「我が事・丸ごと」報告会について紹介。
- ◆島村委員から藤沢市障がい者防災講演会について紹介
- ◆事務局からダブルケア・認知症に関するイベント・福祉関連計画の策定、見直し・来年度以降の推進会議のあり方等にかかるアンケート調査について説明

3 閉 会

- ◆事務局から閉会のあいさつを行った。

以 上